

第十條
第十條
第十條

但し組合本部職員ヲ支給ストシテ人會員ハ本部職員ハ其
半額トス
本支部職員ヲ十員トシ支部必要ニ應ジ臨時職員ヲ適宜
支給スルニトシ得
本支部會計ハ一年ニ一次大合ニ於テ決算ヲ報告シ且
該支部ニルニト
大正十三年五月二十五日
日本労働組合同盟関東秩父組合三河島支部

注意
此の外ハ統テ関東秩父組合規約ニ準ズ

眞言

労働者と資本家との利益は絶對に一致する
ものではない。労働者を養ふものは資本家に
あらざして、吾々労働者が及んで彼等資本
家を養つてゐるものである。吾々労働者の食
料と住居こそ實に彼等資本家の巨萬の富
とその食卓を賑はす美食と其他凡ゆる贅
澤の源泉である。

吾々は團結の力即ち労働組合の威力に依つ
て彼等資本家の此の不當なる搾取に對抗し
よりよき生活の獲得と正當なる要求の貫徹を
期す